

教養コース 社会保障学

「福社会保障の成り立ちと富士見市の現状について」

第1回

「私たちの国民年金」

「年金受給手続等市や

年金事務所で行う業務」



期日 令和5年6月17日（土）10:00～12:00
会場 鶴瀬公民館
講師 日本年金機構川越事務所
宮原広典氏・菊池計一郎氏・則竹淳吾氏
参加者 11名

宮原氏が冒頭日本年金機構川越事務所の概略説明を行った。

1. 最初に則竹淳吾氏が「知っておきたい年金のはなし」の資料に基づき、日本の年金について説明が行われた。

国民年金と厚生年金を合わせて公的年金と呼ぶことと民間の個人年金があること。

公的年金には、20歳以上60歳未満の人はすべて加入義務があること。

年金には、3つの安心があること。

老齢年金－65歳以降国民年金から「老齢基礎年金」を生涯亡くなるまで受け取ることが出来る。厚生年金に加入していた人は「老齢厚生年金」が上乗せされる。

障害年金－病気やけがで障害が残ったとき、障害の程度に応じて、国民年金から「障害基礎年金」を受け取ることが出来る。厚生年金に加入している人は「障害厚生年金」が上乗せされる。

遺族年金－家族がなくなったとき、子のある配偶者、または子は、国民年金から「遺族基礎年金」を受け取ることが出来る。亡くなった人が厚生年金に加入していた場合は「遺族厚生年金」が支給される。

保険料の納付についても説明が行われた。



講師 則竹淳吾氏



続いて、菊池計一郎氏が「公的年金の仕組み」の資料により解説が行われた。

老齢基礎年金の年金額の説明

67歳以下と68歳以上の年金額改定の計算方法の説明があった。

67歳以下の方は、名目賃金変動率2.8%を基礎に計算し、2.2%のプラスとなった。

68歳以上の方は、物価変動率2.5%を基に計算し、1.9%のプラスとなった。

両方ともマクロ経済スライドによる調整（-0.6%）を差し引いたもの。

（公的年金被保険者の変動と平均余命の伸びに基づいて調整）
両名とも、白板を使用しての説明だったのでわかりやすかった。
持参していただいた資料は、とても貴重なものである。



講師 菊池計一郎氏

報告 三上聡雄

以上